

平成14年11月1日

預金保険機構

理事長 松田 昇

理事長談話

(中部銀行の営業譲渡に係る基本合意について)

当機構は、去る平成14年3月28日に日本承継銀行との間で営業譲渡契約を締結した中部銀行の金融整理管財人として、かねてより他の金融整理管財人である本間 通義（ほんま みちよし）弁護士、長谷川 新一（はせがわ しんいち）公認会計士と共同で、日本承継銀行を経由した営業譲渡先について選定作業を進めてきたところであるが、今般、中部銀行の営業譲渡先を、清水銀行、静岡中央銀行並びに東京スター銀行とする旨の基本合意書を締結するに至った。

当機構としては、今後とも、他の金融整理管財人及び日本承継銀行とも協力して、この基本合意書に基づき、預金保険法の目的等を踏まえ、営業譲渡契約の可及的速やかな締結に向けて最大限の努力をするとともに、営業譲渡の実施に伴う資金援助を行う立場からも、その実施に遺漏のないよう万全を期して参りたい。